

平成 21 年 12 月 18 日

主要事項に関する最終整理案  
〔地方税関係〕

## 扶養控除の見直し〔地方税〕(案)

P

## 市民公益税制〔地方税〕(案)

- 個人住民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の範囲について、市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて検討する。

- 以下の事項(要望番号)については、国税と同様の取り扱いとする。

【要望；延長・拡充等】

- ・内閣府-4
- ・外務省-1

## 法人税制〔地方税〕（案）

- 資本に係る取引等に係る税制の整備については、法人住民税及び法人事業税が単体法人を納税単位としていることを踏まえた上で、所要の措置を講ずる。

○ 以下の事項については、国税と同様の取り扱いとする。

- ・ 中小軽減税率
- ・ 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入措置

## 国際課税〔地方税〕（案）

○ 以下の事項（要望番号）については、国税と同様の取り扱いとする。

【要望；延長・拡充等】

- ・金融庁－7
- ・厚生労働省－10、11
- ・経済産業省－21、22

## 暫定税率の廃止〔地方税〕（案）

P

## 地方環境税（案）

P

たばこ税 [地方税] (案)

P

## 地方税における税負担軽減措置等の透明化（案）

- 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、別紙のとおり、地方税法において所要の措置を講ずることを、税制改正大綱に盛り込む。

## 【別紙】

### 地方税における税負担軽減措置等の透明化の概要（案）

- 地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において以下のような措置を講ずる。

#### 1. 対象

- ① 地方税法に規定する税負担の軽減等に係る措置・特例のうち、特定の行政目的の実現のために設けられたもの
- ② 住民税及び事業税の税負担の軽減等のうち、法人税等の租税特別措置の直接の影響を受けるもの

#### 2. 適用実態の把握等

上記1. ①については、地方税に関する統計資料（固定資産の価格等の概要調書など）等により、その適用実態を把握し、上記1. ②については、財務大臣による適用実態調査により収集された情報等に基づき、その影響額を推計するものとする。

#### 3. 報告書の作成と国会への提出

総務大臣は、毎会計年度、上記2. により把握した適用実態及び影響額の推計について報告書を作成し、これを国会に提出しなければならないものとする。

#### 4. 財務大臣の情報提供等

総務大臣は、上記2. の適用実態の把握等を行うために、財務大臣に対し、参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができるものとする。

## 地方税における税負担軽減措置等の見直し等（案）

- 地方税における税負担軽減措置等については、既得権益を一掃し、納税者の視点に立って公平で分かりやすい仕組みを構築する観点から、「地方税における税負担の軽減措置等の見直しに関する基本方針」（別紙）に基づき、ゼロベースからの見直しを行った。  
個別の措置等の見直し内容等については、各税目に係る最終整理案のとおり。

## 【別紙】

### 地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針

#### 1. 見直しの対象

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しは、地方税法に規定された措置や特例等のうち、特定の政策目的により税負担の軽減等を行う措置（以下「政策税制措置」という。）に該当するものを対象とする。
- (2) 政策税制措置に該当するもの（現時点で 286 項目）の全てについて、今後 4 年間で抜本的に見直す。各年の見直しの対象は、その年度末までに期限が到来する措置に加え、期限の定めのない措置のうち期限が到来する措置に関連する措置とすることを基本とする。

#### 2. 見直しの方針

- (1) 地方税における税負担軽減措置等の見直しについては、公平・透明・納得の税制の構築と財源確保の要請を踏まえつつ、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」に準じて行うこととする。
- (2) 固定資産税、不動産取得税、自動車関係税等については、(1) による見直しに加え、以下のいずれかの要件に該当する措置について特に厳格な見直しを行う。
- ① 実施期間が長期にわたる措置（10 年超）
  - ② 適用件数が少ない措置（100 件未満）
  - ③ 適用金額が小さい措置（1 億円未満）
- (3) 特別の必要により延長を認める場合でも、経過年数に応じて段階的・自動的に特例措置を縮減する仕組み（新サンセット方式）の導入を検討する。

以上